

令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 京都府

農業委員会名： 京丹波町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和3 年 2 月 11 日

任期満了年月日 令和6 年 2 月 10 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,000
農業経営体数	895

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	799
女性	270
40代以下	20

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	56
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	14
農業参入法人	20
集落営農経営	42
特定農業団体	0
集落営農組織	42

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,360	230	230	0	0	1,590

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	1,590 ha	283 ha	17.8 %
課題	農業従事者の高齢化に伴う不耕作地の発生や相続(遠隔地在住者及び非農業者)による離農から遊休農地が年々増加傾向にある。農業委員会と関係機関が連携して利用調整を行うなど、守るべき農地の確保・有効利用を図っていく必要があるが、集積すべき担い手も限界に近い農地を抱えている現状にある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和5 年度	集積率	53 %
今年度の新規集積面積	280 ha	農地面積(C)	1,590 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	563 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	35.4 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	6 ha	6 ha	0 ha
課題	農業従事者の高齢化に伴う不耕作地の発生や相続(遠隔地在住者及び非農業者)による離農から遊休農地が年々増加傾向にある。加えて有害鳥獣被害、畦畔管理の重労働、米価の下落による農業者の意欲低下が解消を妨げる大きな壁となっている。また、所有者不明農地(連絡先不明農地)の遊休化が年々増加傾向にある。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	6 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	2 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	- ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者		令和2年度新規参入者		令和3年度新規参入者	
	3	経営体	11	経営体	16	経営体
	1.5	ha	3.3	ha	4.8	ha
課題	有害鳥獣被害、畦畔管理の重労働、米価の下落により、農業を営む担い手の確保が難しい。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	63	ha	42	ha	56	ha	53	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積					5.3	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19	人
			農地利用最適化推進委員の人数	22	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		3	回
取組時期	取組項目	強化月間の内容	
令和4年5月	プラン等話合参加月間	プラン協議への参加はもとより、中山間や多面など様々な農家関係の集まり(集会)に参加し、実質化されているところは活動協議を、また、策定中のところは推進に向けて段階にあった話合に努める。	
令和4年10月	利用意向調査月間	利用状況調査後の遊休農地や不在地主農地等の情報収集と利用意向確認を行い、遊休農地の解消に努める。	
令和5年3月	守るべき農地情報共有月間	農事組合などの話合に参加し、年度末の農地情報等を共有、次年度の遊休農地発生防止等に努める。	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		1	回
開催時期	未定	相談会名	未定
参加者数	2	開催場所	未定
相談会の内容	新規参入者の傾向(要望)の把握と他市町村の取組みを情報収集する		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)